

昭和54年度
保育所入所

入所申請書を配布

12月11日から

申込み受け付けは1月7日～13日

保育所	年齢区分	保育数	定員
市立第1保育所 (向日町南山)	6か月以上～3歳未満児	25名	105名
	3歳以上児～6歳未満児	80名	
市立第2保育所 (物集女町南条)	6か月以上～3歳未満児	40名	180名
	3歳以上児～6歳未満児	140名	
市立第3保育所 (森本町藪路)	6か月以上～3歳未満児	40名	120名
	3歳以上児～6歳未満児	80名	
市立第4保育所 (向日町北山)	6か月以上～3歳未満児	50名	150名
	3歳以上児～6歳未満児	100名	
市立第5保育所 (寺戸町三ノ坪)	6か月以上～3歳未満児	50名	150名
	3歳以上児～6歳未満児	100名	
市立第6保育所 (上槇野町地田)	6か月以上～3歳未満児	40名	120名
	3歳以上児～6歳未満児	80名	
私立あひるが丘保育園 (物集女町北ノ口)	10か月以上～3歳未満児	12名	60名
	3歳以上児～6歳未満児	48名	

昭和五十四年度保育所入所の申請受付を、来年一月から行います。入所を希望される方は、入所申込み受付期間中に、必ず入所申請書を提出してください。

入所申請書は、十二月十一日から福祉事務所または各地区の民生委員までお渡しします。

また、入所申請書は、現在、保育所へ入所されている方、申込みの中の方もあらためて提出してください。

なお、入所受付期間後に申込みをされたときは、第二次選考とします。

入所申込み要領は、つきのとおりです。

▼受付期間 昭和五十四年一月七日～十三日、平日と土曜日は午前九時～午後四時

昭和五十四年度保育所入所の申請受付を、来年一月から行います。入所を希望される方は、入所申込み受付期間中に、必ず入所申請書を提出してください。

入所申請書は、十二月十一日から福祉事務所または各地区の民生委員までお渡しします。

また、入所申請書は、現在、保育所へ入所されている方、申込みの中の方もあらためて提出してください。

なお、入所受付期間後に申込みをされたときは、第二次選考とします。

入所申込み要領は、つきのとおりです。

▼受付期間 昭和五十四年一月七日～十三日、平日と土曜日は午前九時～午後四時

紺綬褒章を受賞

小林良雄さん 石井ツネさん

このほど小林良雄さんと石井ツネさんが、紺綬褒章を受賞されました。

これは、ことし四月十八日にオープンした老人福祉センターに、施設整備費として各百万円寄付されたことによるものです。



石井ツネさん



小林良雄さん

十一月二日には、民秋市長が小林、石井両家を訪問し、お祝いとお礼を述べ、褒章を手渡しました。

募集

新有権者感想文

成人を迎えた人、または迎える人の新成人としての感想、または選挙を経験したことなどにより、地方自治や国政への参加について感じたことなどの感想文を次の要領で募集します。

〔内容と題名〕

成人を迎えた人、または迎える人の新成人としての感想、または選挙を経験したことなどにより、地方自治や国政への参加について感じたことなどの感想文を次の要領で募集します。

〔内容と題名〕

募 集

成人を迎えた人、または迎える人の新成人としての感想、または選挙を経験したことなどにより、地方自治や国政への参加について感じたことなどの感想文を次の要領で募集します。

〔内容と題名〕

国民年金資格喪失届を 社会保険に加入された方

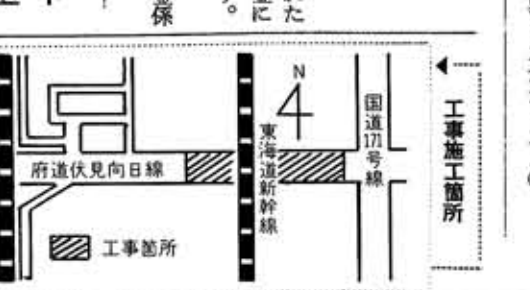
国民年金の加入者で、会社に勤務して社会保険(厚生年金)に加入されているのに、国民年金の資格喪失届をしない方はおられますか。

届をしないでいられると厚生年金と国民年金の二重の保険料を払うことになり、同時に二つの年金に加入することはできません。今一度、あなたの厚生年金、国民年金を確認してください。

届がまだの方は至急、市国民年金係まで手帳をご持参のうえ、届出してください。

現在、本市では、明るく住み良いまちづくりのため森本町地区で下水道工事を行っています。

工期は昭和五十四年二月七日までの予定です。工事期間中なにかとご不便をおかけしますが、ご協力をよろしくお願い致します。



市役所の電話番号は……

九三一一一一

市役所の電話番号は……九三一一一一

12月の催し物

老人福祉センター案内

老人福祉センターから12月の催し物をお知らせします。

- ◇休館日：3日(日)・11日(月)・17日(日)・25日(月)・28日(木)・31日(日) また、翌年1月1日～4日まで。
- ◇お年寄りよろず相談
- ◇給食 三歳未満児は完全給食、三歳児以上は副食とおやつを給食します。
- ◇入所基準
 - (1) 母親が日中家庭外で働かざるを得ない場合。
 - (2) 母親が日中家庭内で、乳幼児と離れて家事以外の労働をするため、保育ができない場合。
 - (3) 母親の死亡、行方不明などにより、母親がいないため、乳幼児の保育ができない場合。
 - (4) 母親が出産、病後、心身等に障害があるため、乳幼児の保育ができない場合。
 - (5) 家庭内に長期にわたる病人、心身に障害がある者がおり、母親が常に看護に従事しているため、乳幼児の保育ができない場合。
 - (6) 火災、風水害、地震などにより住宅を失い、また破損したため、その復旧に支障があるため、乳幼児の保育が困難な場合。

必ず納入を 国民年金保険料

あなたは国民年金の保険料を納めていますか。保険料を未納にしておかれますと、老齢年金が受けられなかったり、万一不測の事故にあったとき、障害年金、母子年金、遺児年金が受けられなくなるおそれがありますのでご注意ください。

また、保険料はよりの金融機関で口座振替を利用されますと便利です。

家庭児童相談コーナー

お子さん(18歳未満)のことや、ご家庭のことについて、どんな相談にも応じます。相談室は、他のだれにも顔をみられないで、相談員と1人対1人で秘密に相談ができます。お気軽にお越しください。

なお、相談は電話でも応じています。

〔とき〕月曜日～金曜日午前10時～午後4時

〔ところ〕家庭児童相談室(市教育委員会内の別室)

☎933-1199

歳末チャリティーバーゲン

歳末チャリティーバーゲンを次のとおり開催します。ぜひ、ご参加ください。

〔とき〕12月17日(日)午後1時～4時

〔ところ〕ニチイ向日町店屋上

〔受付日時〕12月13日(水)～16日(土)午前9時～午後4時(水～金)午前9時～正午(土)

〔受付場所〕市社会福祉協議会事務局(市民会館内) ☎932-1960

〔共催〕ボーイスカウト向日一団・ガールスカウト京都第37団

〔後援〕市社会福祉協議会・京都新聞社会福祉事業団

失明者に巡回生活指導員を派遣

この事業は疾病・交通事故などで中途失明した方を巡回訪問し、自立更生に必要な指導・助言などを行って、失明者とその家族の福祉の増進をはかるものです。

本市では、毎週火曜日と金曜日に、京都府盲人協会から派遣される指導員により、巡回指導を行っています。目が不自由だからと一人で悩まず、ぜひ一度ご連絡ください。

また、目の不自由な方をご存知の方や、視覚障害者福祉の向上に協力したい(点訳・ガイドヘルパーなど)という方がおられましたら、下記の所までご連絡ください。

〔担当指導員〕森純子氏

〔お問い合わせ・連絡先〕市福祉事務所福祉係 内線280